

○みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱

平成26年7月15日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的として、町内で起業する事業者に対し、予算の範囲内においてみなかみ町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。
- (3) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人等の設立の届出により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と日本標準産業分類の大分類が異なる業種の事業を開始する場合
 - ウ 町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内で起業する者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者
 - (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者
 - (3) 町内に住所を有している者を新規で原則として1年以上雇用する見込みがある者。（雇用促進事業が対象の場合に限る。）
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。
- (1) 起業しようとする事業が別表第1に掲げる業種の場合
 - (2) 町税（地方税）等に滞納がある場合
 - (3) 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当

の理由がある場合

(4) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合

(5) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表第2に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とし、年度内で完了する事業とする。ただし、当該事業について、他の補助制度等で補助金を受けている事業については、補助対象としない。

2 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業等着手前に、みなかみ町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

第7条 削除

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、みなかみ町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はみなかみ町起業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更）

第9条 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、みなかみ町起業支援事業補助金変更申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町起業支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町起業支援事業補助金の額の確定について（様式第6号）により補助金の額の確定を行うものとする。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかにみなかみ町起業支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は前条に規定にする請求書を受領したときは、当該年度末に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるとき、当該補助金を受けた事業者が補助金交付完了後5年以内に事業所を廃業若しくは町外へ移転若しくは撤退したとき、又は雇用促進事業が対象の場合において、新規に1年以上雇用しなかったときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、返還を求める補助金の額は、次の各号に掲げる同項の返還事由に相当する事実が確認された日の属する年度(補助金の交付を受けた日の属する年度から起算した経過年度をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年度目 既に交付した補助金の100%
- (2) 2年度目 既に交付した補助金の80%
- (3) 3年度目 既に交付した補助金の60%
- (4) 4年度目 既に交付した補助金の40%
- (5) 5年度目 既に交付した補助金の20%

(現地調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改修等の工事及び購入した備品について現地調査を行うことができる。

(補助事業の経過確認)

第16条 補助金の交付を受けた者は、起業した年度から5年度の間限り、各年度ごとにみなかみ町起業支援事業補助金事業状況報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月15日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年3月25日告示第36号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月20日告示第92号）

この告示は、令和3年5月20日から施行し、改正後のみなかみ町起業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月14日告示第16号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月1日告示第65号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前のみなかみ町起業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

1	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競争場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓幹旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

※日本標準産業分類に準拠するものとする。

別表第2（第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所開設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の購入費 ・ 事業所等の開設に係る設備、備品購入費 ・ 事業所等改修費 	1 / 2 以内	1 補助対象事業を組み合わせて実施する場合 上限100万円 （新規雇用者が雇用保険に加入できない場合は上限50万円） 2 特定の補助対象事業のみを実施する場合 上限50万円
事業所等賃借事業	事業開始から年度内の事業所の賃借料（駐車場代を含む。貸し主が補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。）		
雇用促進事業	事業開始から年度内の事業実施に必要な直接人件費（申請者、役員を除く。）		

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住所(所在地)
名 称
氏名(代表者)

印

みなかみ町起業支援事業補助金交付申請書

みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けた
いので下記のとおり申請します。

また、補助金交付の条件である住民登録の状況、町税（地方税）等及び使用料の納入状
況について、町が調査することに同意します。

記

- 1 補助金対象事業 事業所開設支援事業 ・ 事業所賃借事業 ・ 雇用促進事業
(雇用保険加入型 ・ 雇用保険未加入型 ・ 新規雇用なし型)
- 2 補助事業の内容
- 3 起業の業種及び内容
- 4 補助金申請額 円
- 5 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 申請者の概要（別紙1）及び添付資料
 - (2) 誓約書（別紙2）
 - (3) 補助金額積算根拠（別紙3）及び添付資料

別紙 1

申請者の概要

事業所の名称				
事業所の所在地・住所	〒			
申請者の氏名 (法人の場合は 代表者の氏名)	氏名		年齢	
	住所	〒		
担当者	職名		氏名	
	電話	()	FAX	()
	E-mail			
設立登記年月日	年	月	日	決算期
資本金	千円		従業員数	
主たる事業内容				
代表者の経歴 (又は起業の沿革等)				
添付資料	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・既に町外又は他業種で創業している場合は、直近の決算書等の写し ・許認可を受けている場合は、許認可書類の写し（申請時に提出できない場合は実績報告書に添付） ・代表者の町税完納証明書（既に町外又は他業種で創業している法人の場合は、法人及び代表者個人のもの所在地にて取得し各1部提出） ・事業計画書 		
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・定款又は任意団体の場合は規約等の写し 		
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の住民票（抄本） 		

別紙2

誓 約 書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住所(所在地)
名 称
氏名(代表者)

印

みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けるにあたり、
みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱第14条に該当することとなった場合は補助金の
返還に応じることを誓約いたします。

別紙3

補助金額積算根拠（申請又は実績用）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金基礎額	補助金額
事業所開設支援事業		1/2		
事業所等賃借事業		1/2		
雇用促進事業		1/2		
合 計				

※複数の事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。

ただし、新規雇用者が雇用保険に加入できない場合、又は新規雇用者がいない場合、各事業の補助限度額は2分の1とし、補助金額の合計の上限は50万円とする。

添付資料

事業所開設支援事業の場合

- ・事業所開設経費を証する書類の写し（申請時は見積書、実績時は領収書等）
- ・開設経費に関わる写真（実績時）
（事務所等改修の場合は着工前後の写真、備品購入の場合はその写真）

事業所等賃借事業の場合

- ・賃貸借契約書の写し（申請時）
- ・賃料支払明細等（実績時）

雇用促進事業の場合（当該事業にて雇い入れた者の証明書類）

- ・雇用証明書の写し（給与が記載されているもの）（申請時）
- ・雇用保険被保険者保険資格取得等確認通知書の写し（申請時）
- ・雇い入れた者の住民票（抄本）（申請時）
- ・雇い入れた者の給与明細の写し又はそれに代わる書類（実績時）

※申請時に提出できない場合は実績報告書に添付すること。

様式第2号（第8条関係）

みなかみ町起業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

印

年 月 日付で交付申請のあったみなかみ町起業支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円

- 2 交付条件
 - 1) 5年以上継続して事業を行うこと。また、起業した年度から5年度の間限り、各年度ごとにみなかみ町起業支援事業補助金事業状況報告書（様式第8号）を提出すること。
 - 2) 雇用促進事業を対象としている場合は、町内に住所を有している者を1年以上雇用すること。

様式第3号（第8条関係）

みなかみ町起業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長 印

年 月 日付で交付申請のあったみなかみ町起業支援事業補助金については、
下記の理由により交付する事が出来ませんので通知します。

記

（不交付理由）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住所(所在地)

名 称

氏名(代表者)

印

みなかみ町起業支援事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあったみなかみ町起業支援事業補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

・変更後の補助金申請額 円

・変更後の事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 変更理由

3 添付書類

・変更後の資料

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住所(所在地)

名 称

氏名(代表者)

印

みなかみ町起業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった標記の補助金について、みなかみ町起業支援事業が完了したので、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金対象事業 事業所開設支援事業 ・ 事業所賃借事業 ・ 雇用促進事業
(雇用保険加入型 ・ 雇用保険未加入型 ・ 新規雇用なし型)

- 2 補助事業の内容

- 3 補助金申請額 円

- 4 添付書類

- (1) 補助金額積算根拠（様式第1号別紙3）及び添付資料
(2) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

様

みなかみ町長

印

みなかみ町起業支援事業補助金の額の確定について

年 月 日付けで実績報告のあったみなかみ町起業支援事業補助金については、みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助金確定額

円

2. 交 付 条 件

- 1) 5年以上継続して事業を行うこと。また、起業した年度から5年度の間に関り、各年度ごとにみなかみ町起業支援事業補助金事業状況報告書（様式第8号）を提出すること。
- 2) 雇用促進事業を対象としている場合は、町内に住所を有している者を1年以上雇用すること。また、1年以上の雇用実績がわかる書類（給与明細等）を提出すること。

年 月 日

みなかみ町長 様

住所(所在地)
名 称
氏名(代表者)

印

みなかみ町起業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで額の確定のあった、みなかみ町起業支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 受領方法 口座振込

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座にお振り込みください。

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合) 本店・支店
	農業協同組合 支所
口座種別・番号	普通・当座 No.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者（請求者）と同じ方にしてください。

※振込みを正確に行うため通帳（名義人・番号の部分）のコピーを添付してください。

様式第8号（第16条関係）

みなかみ町起業支援事業補助金事業状況報告書

年 月 日

みなかみ町長

住 所

法人の名称及び

代表者職氏名（氏名）

電 話 （ ）

みなかみ町起業支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、同補助金の交付を受けた事業の状況を次のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定について年月日

年 月 日

2 事業所の名称及び所在地

3 実施した事業の概要

(1) 事業の具体的な取組内容

(2) 報告年度の決算状況等

※該当期間の決算書（予定）及び税務申告書の写しを添付してください。

(3) 従業員等の雇用状況（現人数、当期内採用及び退職者数）

※雇用促進事業を実施した場合は、1年以上の雇用実績がわかる書類（支払明細等）を添付してください。

(4) これまでの事業の改善点や今後取り組みを検討している事業内容